

更新日	QA内容
11/25	<p>Q1. 健康保険証が廃止されたらどうなるのですか？</p> <p>A1. 令和6年12月2日をもって健康保険証は廃止され、新規発行・再発行ができなくなります。 ただし、現行の健康保険証は、資格を有している限り、経過措置として令和7年12月1日まで使用できます。 ○参考：マイナンバーカードの保険証利用について（厚生労働省HP）</p>
11/25	<p>Q2. 令和6年12月2日以降、病院を受診する時は何を提示すればいいのですか？</p> <p>A2. 基本はマイナ保険証となりますが、A1のとおり令和7年12月1日までは現行の健康保険証も使用できます。 また、令和6年12月2日以降、新規の方、健康保険証の紛失や氏名が変更となった方は新しい健康保険証が発行されません。マイナ保険証をお持ちでない方には“資格確認書”を交付いたしますので医療機関等へ提示願います。</p>
11/25	<p>Q3. マイナンバーカードに健康保険証が利用登録されているかを確認する方法はありますか？</p> <p>A3. スマートフォンですと、マイナポータルログイン後、証明書－健康保険証でマイナンバーカード利用状況が確認できます。登録されている方は「登録済」と表示され、資格情報が確認できます。</p>
11/25	<p>Q4. マイナンバーカードを持っていないのですがカードをつくるにはどうしたらいいのですか？</p> <p>A4. マイナンバーカードを申請するにあたり、①マイナンバーカード交付申請書、②顔写真または映像データ、③本人確認書類、が必要となりますが、それぞれの状況によって申請方法が異なりますので詳細は「マイナンバーカード総合サイト」（マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178）もしくはお住いの市区町村へご連絡願います。</p>
11/25	<p>Q5. マイナンバーカードは持っているけど、保険証の登録（紐づけ）をするにはどうしたらいいのですか？</p> <p>A5. マイナンバーカードを健康保険証として使用するには、事前登録が必要です。登録方法としては、 ① スマホによるマイナポータルからの登録～マイナンバーカード・マイナポータル（アプリ）のインストール・マイナンバーカード読取可能スマホが必要 ② 医療機関・薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーから登録～マイナンバーカードが必要 ③ セブン銀行ATMから登録～マイナンバーカードが必要、があります。 ○参考：セブン銀行HP（マイナンバーカードでの手続き）</p>
11/25	<p>Q6. マイナ保険証の登録を行いました。現行の健康保険証はどうしたらいいのですか？</p> <p>A6. 現行、健康保険証は経過措置として、令和7年12月1日まで使用することができますので、マイナ保険証の登録をしても引き続き大切に保管してください。また、経過措置期間中に資格を喪失した場合は、返却していただくこととなります。 なお、経過措置終了後（令和7年12月2日以降）は、健康保険証は無効となります。健康保険組合では回収いたしませんので各自処分願います。</p>

資格情報のお知らせ—斉発行について FAQ

更新日	QA内容
11/11	<p>Q1. 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」は、なぜ送付するのですか？</p> <p>A1. 加入者の皆さんに安心して“マイナ保険証”を利用していただくため、健康保険組合で登録している個人番号下4桁を含む資格情報（保険者名称・記号・番号など）の正確性をご自身で確認いただくためのものです。 加えて、マイナ保険証には現行の健康保険証に記載されている資格情報がないため、健康保険組合への各種申請書提出の際にもご利用いただけます。</p>
11/11	<p>Q2. 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」に記載されている情報に誤りがあった場合は？</p> <p>A2. お手数ですが、当健保組合へご連絡をお願いします。 ・ トール：80-2580 ・ メール：h-kenpo@hepco.co.jp ・ 電話：011-251-4237</p>
11/11	<p>Q3. 医療機関を受診するとき、このお知らせを持参するのですか？</p> <p>A3. マイナ保険証や従来の健康保険証（令和7年12月1日まで）で受診は可能ですが、マイナ保険証のカードリーダーがない（約5%といわれています）医療機関やカードリーダーが不具合で使用できないときにマイナンバーカードと一緒に提示することにより受診することができます。よって、マイナンバーカードと一緒に携帯をお願いします。 ※このお知らせだけでは受診できません。</p>
11/11	<p>Q4. 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」の送付対象者は誰ですか？</p> <p>A4. 原則、令和6年10月15日時点の加入者にお送りしています。10月16日以降の加入者については、12月2日以降早々に個人番号下4桁を含まない「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。</p>
11/12	<p>Q5. 「資格情報のお知らせ」を紛失・破損してしまいました。再交付は可能ですか？</p> <p>A5. マイナポータルからご自身の資格情報を確認できる場合は、再交付の手続きは不要ですが、確認できない場合は再交付の手続きをお願いいたします（申請書は後日、健康保険組合のホームページに掲載します）。</p>
11/12	<p>Q6. マイナンバーカードに健康保険証が利用登録されているかを確認する方法はありますか？</p> <p>A6. スマートフォンですと、マイナポータルログイン後、証明書—健康保険証でマイナンバーカード利用状況が確認できます。登録されている方は「登録済」と表示され、資格情報が確認できます。</p>

以上